

下松市ふるさと寄附金（ふるさと納税）特典出品事業者募集要項

1 目的

ふるさと寄附金の納付者（以下「寄附者」という。）への謝意、並びに市の特産品等の販売促進及び特産品等を通じた市の情報発信を目的として、寄附者に対し特産品等（以下「返礼品」という。）を贈呈するため、返礼品を取り扱う法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の要件をすべて満たす者とします。ただし、次の要件に適合しても、下松市が協力事業者として適当でないと認めるときは、参加できない場合があります。

- (1) 下松市内に事業所等（店舗、工場を含む。）がある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、下松市オリジナルの返礼品を取り扱う事業者であり、下松市をPRするものと認められる場合は、市外の事業者も可能とします。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 代表者等が、下松市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 返礼品の要件

次の要件をすべて満たす商品、又はサービスとします。

- (1) 下松市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 総務省が定める次の基準のうち、いずれかを満たしていること。
 - ア 下松市内において、生産されたものであること
 - イ 下松市内において、返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること
 - ウ 下松市内において、返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
 - エ 下松市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村で生産されたものと混在したものであり、流通構造上、混在することが避けられないものであること
 - オ 下松市の広報の目的で生産された下松市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであり、形状・名称その

他の特徴から下松市独自の返礼品等であることが明白なものであること

カ ア～オに該当する返礼品と関連性のある返礼品とを合わせて提供するものであって、その返礼品が主要な部分を占めるものであること
キ 下松市内において提供される役務、サービスなどで、その役務、サービスなどの主要な部分が下松市に相当程度関連性のあるものであること

ク 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 下松市が近隣他市と共同で1～7のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの

(イ) 山口県が県内複数の市町と連携し、その区域内で1～7のいずれかに該当するものを山口県及び下松市その他市町の共通の返礼品とするもの

(ウ) 山口県が県内複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの、及び下松市を認定し、当該地域資源を下松市がそれぞれ返礼品とするもの

ケ 災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していたア～クのいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合に、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。

(3) 次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

(4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱えるものとする。

(5) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上の賞味（消費）期限が保障されていること。

(6) サービスの提供等の場合は、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。あわせて、有効期限内にサービスの停止を行わないよう努め、万が一停止する場合は、サービスを停止する3か月前までに返礼品取りまとめる委託事業者へ連絡すること。また、寄附者には誠意をもって対応すること。

4 返礼品の価格

寄附金額の3割以内を設定してください。なお、返礼品の価格には、梱包費及び消費税を含むものとします。

5 申込方法

下松市では、協力事業者の募集、寄附者、返礼品の配送に係る情報管理、及び寄附金・代金の支払い等のふるさと寄附金に関する業務を次の事業者へ委託しています。所定の様式に応募情報の必要事項を記入のうえ、返礼品の画像等を添えて委託事業者へ提出してください。

なお、返礼品の登録には、委託事業者と取引商品売買に係る契約の締結が別途必要になります。

株式会社サイネックス ふるさと納税センター 〒515-0045 三重県松阪市駅部田町101 Tel 05-9825-6705 Mail tokusan@scinex.jp
--

6 その他

- (1) 協力事業者は、寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び下松市個人情報保護条例の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。なお、協力事業者でなくなった場合も同様とします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の適正な品質管理等を徹底してください。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について必ず委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (4) 返礼品は、寄附の受付状況により発注されるものであり、発注を保障するものではありません。あらかじめご了承ください。
- (5) 応募内容に虚偽があったとき、又は協力事業者若しくは返礼品が本事業にふさわしくないと認められるときは、返礼品に係る承認を取り消すことがあります。

問い合わせ先

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

下松市地域政策課 広報戦略係

☎0833-45-1802 ☒chiikiseisaku@city.kudamatsu.lg.jp